

**武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画**  
**令和7（2025）年度～令和11（2029）年度**

令和7（2025）年1月

武蔵野市

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 武蔵野市における長期計画・調整計画について       | 1  |
| （1）これまでのあゆみ                     | 2  |
| （2）武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画の策定について   | 2  |
| （3）第二次調整計画の位置付けと計画期間について        | 3  |
| （4）計画見直しのサイクルについて               | 4  |
| 第2章 施策の体系（テーマ別の見直し）             | 5  |
| （1）就労を含めた高齢者の社会参加の支援            | 6  |
| （2）子育て世代への外出支援                  | 8  |
| （3）今後の学校改築のあり方の検討               | 9  |
| （4）吉祥寺イーストエリアのまちづくり             | 10 |
| （5）吉祥寺パークエリアのまちづくり              | 10 |
| 第3章 財政計画                        | 13 |
| 参考資料                            | 21 |
| 参考資料1 武蔵野市自治基本条例                | 22 |
| 参考資料2 武蔵野市長期計画条例・条例施行規則         | 27 |
| 参考資料3 第六期長期計画・第二次調整計画策定の流れ      | 29 |
| 参考資料4 用語説明                      | 30 |
| 参考資料5 第六期長期計画・調整計画付表及び参考資料      | 32 |
| 参考資料6 第六期長期計画・第二次調整計画策定委員会 委員名簿 | 33 |

## 《 第六期長期計画・第二次調整計画をお読みいただくうえでの注意事項 》

第六期長期計画・第二次調整計画は、市長公約のうち第六期長期計画・調整計画から読み取ることが難しいテーマ、計画期間及び財政計画に絞って策定を行っています。その他の内容は第六期長期計画・調整計画が引き継がれます。

そのため計画の全体把握には、第六期長期計画・調整計画もあわせてお読みいただく必要があります。

武蔵野市第六期長期計画・調整計画 ▶



# 第 1 章

## 武蔵野市における長期計画・調整計画について

## (1) これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和 46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加をはじめとした「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道などの市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育・環境など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成 23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成 23(2011)年 12 月に制定した。

また、4 年ごとに策定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメントや意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、武蔵野市方式という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例\*（以下「自治基本条例\*」という。）が令和 2(2020)年 4 月に施行された。

令和 4(2022)年度から令和 5(2023)年 11 月にかけて策定された、第六期長期計画・調整計画においても、自治基本条例\*及び武蔵野市長期計画条例に基づき、これまで培ってきた武蔵野市方式による策定方式を継承しつつ、対面のみならずオンラインによる策定委員会の傍聴や意見交換・ワークショップの実施のほか、中高生世代と策定委員会の意見交換などの新たな手法を試みながら、より多様で広範な市民参加によって策定を行い、第六期長期計画・調整計画は令和 5(2023)年 11 月に答申を受けた。

答申直後の 12 月に市長選挙が行われ、新市長のもと、市民参加・議員参加・職員参加をはじめとした武蔵野市方式で丁寧な議論を積み重ね策定された答申を尊重し、令和 6(2024)年 1 月に計画が決定された。

## (2) 武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画の策定について

令和 6(2024)年 4 月より第六期長期計画・調整計画を開始し、市政運営を着実に進めているが、いくつかの市長公約については読み取ることが難しいという課題が残った。そこで、4 月に武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画（以下「第二次調整計画」という。）庁内推進本部を設置し、市長公約のうち第六期長期計画・調整計画から読み取ることが難しいテーマに絞って策定を行っていくことなどの基本的な考え方を定めた。

7 月に武蔵野市長期計画条例及び同条例施行規則の規定に基づき、計画案の作成及び答申について求めるため、第二次調整計画策定委員会が発足され、市長より諮問がなされた。公約の多くは第

六期長期計画・調整計画から読み取ることができるという意見もあったが、記述の明確化や強調すべき取組み、状況の変化等に対応するため加筆修正を行うこととし、第二次調整計画を策定した。

### 《第二次調整計画で議論したテーマ》

- 1 就労を含めた高齢者の社会参加の支援
- 2 子育て世代への外出支援
- 3 今後の学校改築のあり方の検討
- 4 吉祥寺イーストエリアのまちづくり
- 5 吉祥寺パークエリアのまちづくり

### 《第二次調整計画の基本的な考え方》

- 1 第六期長期計画の議決事項「武蔵野市第六期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」の枠組みの中で見直しを行う。
- 2 市長公約について、第六期長期計画・調整計画から読み取ることが難しいところにテーマを絞って策定する。
- 3 市長公約の速やかな実現を図ることができるよう、第二次調整計画を令和6(2024)年度中に策定する。
- 4 テーマを絞って速やかに策定するため、可能な範囲で市民参加・議員参加・職員参加を中心とした「武蔵野市方式」に則り策定する。そのため、人口推計の実施や地域生活環境指標の作成、討議要綱の作成は行わない。
- 5 第二次調整計画の策定にあたっては、現在策定中の個別計画等との調整を行う。

### (3) 第二次調整計画の位置付けと計画期間について

第二次調整計画は、記載の5つのテーマ、計画期間及び財政計画に絞って計画策定を行い、第二次調整計画の施策の体系（テーマ別の見直し）、計画期間及び財政計画に記載されている内容以外は第六期長期計画・調整計画を引き継ぐものとする。

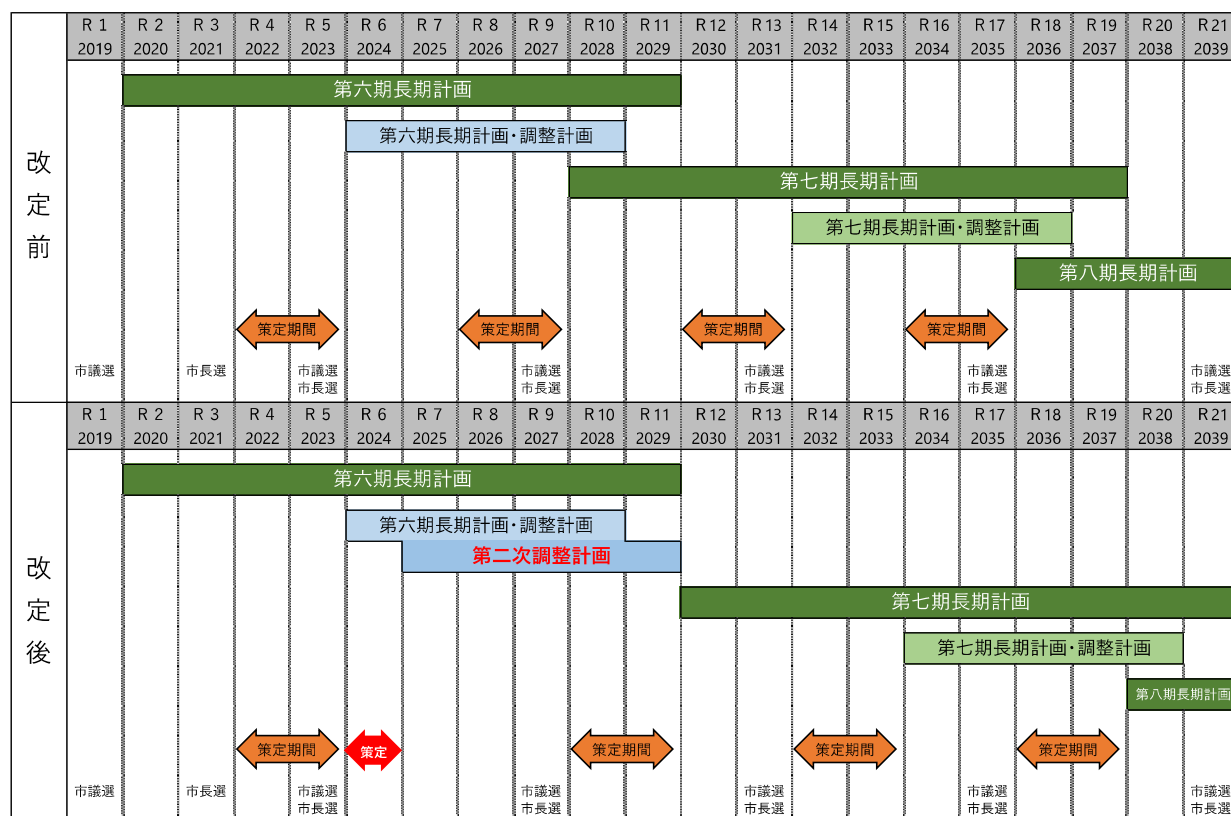
第二次調整計画の計画期間については、第六期長期計画・調整計画から引き継いだ内容も含め令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までとする。

#### (4) 計画見直しのサイクルについて

第六期長期計画・調整計画の計画見直しのサイクルでは、第七期長期計画について、令和 8 (2026) 年度から策定、令和 10 (2028) 年度から計画開始とする想定であったが、この場合、策定委員会への諮問から答申までの間に市長選挙及び市議会議員選挙を挟むこととなる。

こうした課題を解決するため、第七期長期計画の策定及び計画開始をそれぞれ 2 年後ろ倒し、市長選挙及び市議会議員選挙後、速やかに次期計画の策定を始められるサイクルとする。

#### ■計画見直しのサイクル



#### ≪長期計画と調整計画について≫

**長期計画**・・・目指すべき将来像を示し、その実現に向けた政策を定める 10 年間の計画。前期 5 年を実行計画（個別の施策や事業を前半 5 年間で実行していくための計画）、後期 5 年を展望計画（優先順位が劣るものや財政的事情で実施が難しいものなど、長期的な視点で展望する計画）としている。

**調整計画**・・・長期計画策定以降の社会情勢等の変化や実行計画の進捗状況を踏まえ、新たに策定する実行計画。実行計画に掲げた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策への対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期計画策定時からの社会状況の変化により求められる施策についての議論を主軸に、時代背景に応じて見直し、策定を行う。

# 第2章

## 施策の体系

### (テーマ別の見直し)

#### 《資料の読み方》

第六期長期計画・調整計画では6つの分野、112の施策によって施策の体系を構成していますが、第二次調整計画はそのうち4つの分野、8つの施策の一部を見直しました。見直しを行った施策は全文掲載し、見直しを行った範囲は太字で表示しています。

| 議論したテーマ             | 見直しを行った第六期長期計画・調整計画の施策                                                            |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 就労を含めた高齢者の社会参加の支援 | 健康・福祉 基本施策 1 ① 「健康長寿のまち武蔵野」の推進 (P49)<br>平和・文化・市民生活 基本施策 7 ① 産業の振興 (P78)           |
| 2 子育て世代への外出支援       | 子ども・教育 基本施策 3 ① まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進 (P63)<br>都市基盤 基本施策 3 ② 市民の移動手段の確保 (P94) |
| 3 今後の学校改築のあり方の検討    | 子ども・教育 基本施策 5 ④ 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保 (P67)                                |
| 4 吉祥寺イーストエリアのまちづくり  | 平和・文化・市民生活 基本施策 5 ② 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 (P75)                                     |
| 5 吉祥寺パークエリアのまちづくり   | 都市基盤 基本施策 3 ③ 地域の実態に沿った自転車利用環境の整備 (P94)<br>都市基盤 基本施策 6 ① 吉祥寺駅周辺 (P98)             |

## (2) 子育て世代への外出支援

### ■ 第六期長期計画・第二次調整計画

#### 【子ども・教育】

文中のページ表記は第六期長期計画・調整計画冊子のページを示します。

#### 基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

##### ① まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進（P63）

子どもと子育て家庭への支援については、子育てをしている家庭や保護者のみならず、社会全体で取り組む必要がある。

地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進する。また、子どもと一緒に安心して外出できる施策を移動の負担が大きい世代を中心に実施する。武蔵野のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援するまちを推進する施策を実施していく。また、子どもと子育て家庭を支援する事業やイベント情報を適時適切に提供することにより、まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援するメッセージを強く発信する。



第六期長期計画・調整計画  
子ども・教育分野

#### 【都市基盤】

#### 基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

##### ② 市民の移動手段の確保（P94）

高齢化の進行等に伴い、交通弱者に対応した交通環境の整備が求められる一方、地域公共交通\*における乗務員不足等も生じている。現在の地域公共交通\*網を維持しつつ、限られた交通資源を相互補完し、効果的かつ効率的に活用していく必要がある。また、地域公共交通\*の利用に不便を感じながらも、レモンキャブ\*やリフトタクシーつながり\*の登録対象とならない高齢者・子育て世代等に対して、地域公共交通\*と福祉交通の連携等による対応を検討する。ムーバス\*の事業展開や料金体系については、今後の市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等、様々な視点から検討する。



第六期長期計画・調整計画  
都市基盤分野